



特定小型原動機付自転車も 飲酒運転は絶対ダメ!!



ちょっとまって！
お酒を飲んだ後に
運転はできません！



道路交通法第65条

「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」

酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

特定小型原動機付自転車とは、車体の大きさや最高速度、
車体の構造など、一定の基準を満たす車両のことです。
交通ルールを守って安全に利用しましょう。

